

株主との対話に関する方針

株主・投資家等（以下「株主等」といいます）との建設的な対話を促進するため、つぎの方針に基づき対応します。

- ① 広報担当執行役員を建設的な対話促進の統括者とし、株主等との充実した対話に努めます。
- ② 株主等との建設的な対話に際しては、広報部門が中心となり、経理財務部門、法務部門等の関連部門と連携のうえ、正確かつ分かりやすい情報提供に努めます。
- ③ 株主等の当社事業環境等に関する理解の促進に資するよう、面談依頼者または面談内容等に応じた面談対応者を選定し、対応します。
- ④ 株主等が適切に投資判断を行えるよう、個別面談による対話以外にも、会社の財務状況、新製品の開発状況、重要な経営方針や事業展開について説明会を開催するなど、情報提供の機会の充実に努めます。
- ⑤ 対話において把握された株主等の意見・要望のうち、重要なものについては、広報担当執行役員を通じて都度取締役会または経営陣に報告をし、情報を共有します。
- ⑥ 株主構造を把握するために、毎年1回以上、実質株主判明調査を実施します。
- ⑦ 決算発表前の株主との対話に際しては、決算数値に関する質問を受け付けないなど、社内規則に基づきインサイダー情報を適切に管理します。

以上